

(記入例)

様式 9-1

暴力団排除に関する誓約書

令和5年10月6日

高知県知事 瀨田省司 様

住所 高知市丸ノ内1丁目7番52号

(法人) 名称 高知県庁

(代表者・職) 氏名 代表取締役 高知 太郎

下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合は、高知県が行う一切の措置又は当方が被る不利益に対して、異議の申立てを行いません。

記

漁業従事者及び集出荷業務を行う者（代行契約した者及び業務に携わる者も含む）は次のいずれかに該当するものではありません。また、将来においても該当することはありません。

1 個人の場合

- (1) 高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下、「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある。
- (3) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した。
- (4) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した。

2 法人の場合

- (1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等である。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある。
- (3) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等である。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配している。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している。

(裏面に続く)

(記入例)

様式 9-2

- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した。
- (9) 役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用した。
- (10) 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。